

サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの比較表

群馬県介護高齢課保健・居住施設係

	サービス付き高齢者向け住宅 (特定施設入居者生活介護事業の指定を受けたものを除く)	有料老人ホーム (介護付(特定施設入居者生活介護事業の指定を受けたもの)を除く)	【参考】旧適合高齢者専用賃貸住宅 (平成23年10月19日で制度廃止)
根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律 (高齢者住まい法)	老人福祉法	高齢者の居住の安定確保に関する法律 (高齢者住まい法)
施設概要	高齢者を入居させ、状況把握サービスと生活相談サービスのいずれも提供する住宅・施設 ※入居者に入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかを行う住宅・施設は老人福祉法上の「有料老人ホーム」にも該当する	老人を入居させ、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかを行う施設	高齢者に賃貸し、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかを行う住宅
設置主体	制限なし	法人(個人経営でないこと)	制限なし
職員体制	常時1人以上(入居者の実態に即した人数) 要介護者25人ごとに1人以上を目安 【高齢者住まい法規定内容より強化】	常時1人以上(入居者の実態に即した人数) 県指針：要介護者25人ごとに1人以上を目安	常時1人以上(入居者の実態に即した人数)
施設設備	住戸・居室面積25㎡以上(共用設備がある場合は18㎡以上) 住戸・居室内に水洗便所と洗面設備必置 施設内に台所、浴室、収納設備が必要 加齢対応構造	居室面積13㎡以上 施設内に食堂、浴室、便所、洗面設備、医務室、談話室等が必要	住戸面積25㎡以上(共用設備がある場合は18㎡以上) 住戸内に水洗便所と洗面設備必置 施設内に台所、浴室、収納設備が必要 加齢対応構造
契約形態	賃貸借契約方式または利用権方式	利用権方式(賃貸借契約方式も可能)	賃貸借契約方式
届出(登録)と届出(登録)先自治体	登録申請は任意 5年ごとの更新が必要 県・中核市(前橋市、高崎市)	届出義務(サービス付き高齢者向け住宅の登録をしたものは届出義務なし) 県(H24.4.1以降は県・中核市(前橋市、高崎市))	届出は任意 県
自治体の関与	報告徴収+立入検査	報告徴収+立入検査	報告徴収
住所地特例(※)の適用	状況把握サービスと生活相談サービスのみを行う住宅(有料老人ホームに該当しない住宅)を除いて適用あり(※注1)	適用あり	適用あり

※ 住所地特例が適用されると、施設入所に伴って住所を移転しても、施設所在地の市町村ではなく元の住所地の市町村の被保険者となるため、施設所在地の市町村の費用負担は生じない。

※注1：有料老人ホームにも該当する賃貸借方式のサ付き住宅は、H27.4.1から入居した者のみが住所地特例対象。

【参考】有料老人ホームに該当するサービスを提供しているサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームは介護保険法上特定施設入居者生活介護事業所の指定が可能。(サービス提供に対して介護報酬収入が入るが、指定については総量規制あり。)